

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当り、その翌日発行)

目 次

- ◇ 告 示 救急病院等の認定 (医務薬事課)
臨時種畜検査の実施 (畜産課)
国土調査の成果の認証 (農村整備課)
生産事業者の登録の失効 (森林保全課)
土地収用法による事業の認定 (管理課)
開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)
- ◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◇ 關達公告 公募型指名競争入札の実施 (管理課)
- ◇ 正 誤 平成十年十二月二十五日付鳥取県告示第八百一十二号中訂正

告 示

鳥取県告示第四十号

次の医療機関を救急病院等を定める省令 (昭和三十九年厚生省令第八号) 第一条に規定する救急病院又は救急診療所と認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成十一年一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	認定の有効期限
鳥取県立中央病院	鳥取市江津七三〇	平成十一年一月十九日
鳥取赤十字病院	鳥取市尚徳町一一七	〃
鳥取生協病院	鳥取市末広温泉町二五二	〃
岩美町国民健康保険岩美病院	岩美郡岩美町大字浦富六五二	〃
国民健康保険智頭病院	八頭郡智頭町大字智頭一八七五	〃
鳥取県立厚生病院	倉吉市東昭和町一五〇	〃
医療法人共済会清水病院	倉吉市宮川町二二九	〃
医療法人十字会野島病院	倉吉市瀬崎町二七一四一	〃
医療法人里仁会北岡病院	倉吉市明治町一〇三二一五	〃
医療法人育成会高島病院	米子市西町六	〃
国立米子病院	米子市車尾二二九三一	〃
労働福祉事業団山陰労災病院	米子市皆生新田一丁目八一	〃
鳥取大学医学部附属病院	米子市西町三六一	〃
医療法人同愛会博愛病院	米子市西三柳一八八〇	〃
新田外科胃腸科医院	米子市中島三九二一七	〃
岩立外科脳神経外科医院	米子市西福原一丁目一一二	〃
鳥取県済生会境港総合病院	境港市米川町四四	〃
医療法人元町病院	境港市上道町一八九五一	〃
西伯町国民健康保険西伯病院	西伯郡西伯町大字倭三九七	〃

キマチ外科・整形外科・リハビリテーション医院	西伯郡名和町大字富長七五五一	〃
日野病院	日野郡日野町根雨七三〇	〃
日南町国民健康保険日南病院	日野郡日南町生山五一―七七	〃

鳥取県告示第四十一号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二条第二項の規定により告示する。

平成十一年一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

検査日時 平成十一年一月二十三日 午前十時から	検査場所 東伯郡赤碓町大字松谷六〇六 鳥取県畜産試験場	家畜の種類 牛
-------------------------------	-----------------------------------	------------

鳥取県告示第四十二号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第四項の規定により告示する。

平成十一年一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

調査を行った者の名称 八東町	調査を行った時期 平成四年度から平成十年度まで	成果の名称 八東町（大字岩淵及び大字東の全部並びに大字皆原、大字徳丸及び大字三山口の各一部）の地籍図及び地籍簿	調査を行った地域 八頭郡八東町大字岩淵及び大字東の全部並びに大字皆原、大字徳丸及び大字三山口の各一部	認証年月日 平成十一年一月二十九日
-------------------	----------------------------	--	---	----------------------

鳥取県告示第四十三号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

平成十一年一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
125	山村百合子	八頭郡智頭町大字穂見五四一	穂の採取並びに幼苗及び幼苗以外の苗木の育成	山村百合子苗畑	八頭郡智頭町大字穂見
105	葉狩要範	八頭郡智頭町大字中原一五三	穂の採取並びに幼苗及び幼苗以外の苗木の育成	畑	八頭郡智頭町大字中原
62	清水幹夫	岩美郡岩美町大字長谷八四二	幼苗及び幼苗以外の苗木の育成	清水幹夫苗畑	岩美郡岩美町大字長谷

204	180
国森綾子	林寿子
気高郡鹿野町大字河内九八	八頭郡船岡町大字下野八四六
外の苗木の育成	穂の採取並びに 幼苗及び幼苗以 外の苗木の育成
畑	林寿子苗畑
字河内	八頭郡船岡町大字下野

鳥取県告示第四十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十條の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

気高町

二 事業の種類

農業集落排水事業宝木南部地区処理施設建設工事

三 起業地

- 1 収用の部分 気高郡気高町大字常松字中河原地内
- 2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

気高郡気高町大字浜村二八二一
気高町役場

鳥取県告示第四十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）

第三十六条第三項の規定により告示する。

平成十一年一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成十一年四月二十四日 鳥取県指令都計三一第二十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市浜坂字東浜

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市永楽温泉町三〇一 番地
宮崎 武夫

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三号

平成十一年第二回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成十一年一月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

一日時 平成十一年二月九日（火）午後二時三十分

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員会室

三 議題 鳥取県知事及び県議会議員選挙について

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成11年1月29日

鳥 取 県 知 事 西 尾 邑 次

1 工事の概要

(1) 工事名 皆生尚寿苑大部屋解消事業増築等工事

(2) 工事場所 米子市新開一丁目

(3) 工事内容

ア 本件工事は、養護老人ホーム皆生尚寿苑の住居棟及び訓練室棟を増築するとともに、既存住居棟の改造工事を行うものである。

イ 本件工事は、別途発注予定の電気設備工事及び機械設備工事と協同を図り実施する必要がある。

(4) 工事の詳細

ア 住居棟 鉄筋コンクリート造2階建

建築面積 969.02㎡

延べ床面積 1,769.71㎡

イ 訓練室棟 鉄骨造平屋建

建築面積 155.00㎡

延べ床面積 155.00㎡

(5) 工期 平成11年3月から平成12年10月31日まで

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 県内に本店を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業（建築一式工事）の許可を受けていること。
- (4) 平成9年1月鳥取県告示第35号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格のうち、一般建築工事のA級に係るものを有すること。
- (5) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成8年10月1日から平成9年9月30日までの間にあるものに限る。）の結果における建築一式工事の総合評点が900点以上であること。
- (6) 平成11年1月29日（金）から同年3月9日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。
- (8) 平成元年度以降に工事が完成し引き渡し完了している鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造で、延べ床面積が1,000㎡以上の建物の建築工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上のものに限る。
- (9) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を本件工事に専任で配置できること。
 - ア 平成元年度以降に同種工事に従事した経験を有する者であること。
 - イ 建築一式工事について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。
- ウ 建築士法（昭和25年法律第202号）第4条の規定による一般建築士の資格を有する者又は建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する建築

施工管理（一級）の検定の合格証明書の交付を受けている者であること。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成11年1月29日(金)から同年2月9日(水)までの日（日曜日及び土曜日を除く。）

の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県土木部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

(1)のイに同じ。

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入力するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されるとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された資料は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

正 誤

平成十年十二月二十五日付鳥取県告示第八百二十二号（漁業近代化資金の利子補給率の一部改正について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁六

段上

行 後ろから十一及び十

誤 「一・〇五パーセント」を「〇・七パーセント」

正 「一・〇パーセント」を「〇・七パーセント」